



11月は「いじめ防止強化月間」です

県では、「三重県いじめ防止条例」を施行し、社会総がかりでいじめの問題を克服するために、毎年4月と11月をいじめ防止強化月間としています。

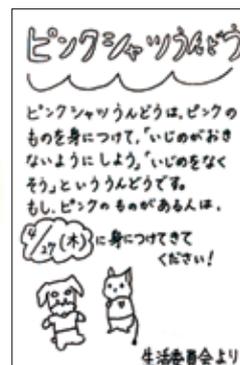
本市においても、「亀山市いじめ防止基本方針」に沿い、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止の取り組みを進めています。

各学校のいじめ防止の取り組み

- 各学校で「いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みを進めています。(各校ホームページに掲載)
- 道徳教育・人権教育の充実
- 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- スクールカウンセラーなどによる相談体制の充実
- 警察署・児童相談所など関係機関との連携
- いじめ相談に関わる相談ダイヤル・アプリの周知

～ 4月の取り組み例 ～

- ・ 児童の呼び掛けでピンク色のものを身に付け、全校で「いじめ反対」のメッセージを示した。
- ・ 各学級で「いじめ防止宣言」を考え、ピンク色の紙に書いた宣言を、各教室と児童玄関に掲示した。



11月の強化月間は、児童・生徒一人ひとりが自らの行動を考える機会にするとともに、児童会・生徒会を中心に、いじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取り組みを進めます。

子どもたちが安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で見守りましょう！

強化月間の取り組み

子どもたちが発するサインをキャッチしましょう。
(家庭でのチェックポイント参照)

ピンクシャツ運動に参加し、いじめ防止のメッセージを上げましょう。

日常的な子どもたちの見守りをさらに進めましょう。

★ 家庭でのチェックポイント ★

お子さんの様子で気になる姿があれば、家族だけで悩まずに、学校や相談窓口などに相談してください。

- 学校への登校を渋る。
- 食欲がなく、ふさぎ込むようになる。
- 学校のことや友だちのことを話さなくなる。
- イライラしたり、怒りっぽくなったりする。
- 持ち物や自転車などが壊れたり、なくなったりする。
- ゲーム機やスマートフォンなどを手放せない。
- 寝つきが悪い、夜眠れない様子が見られる。

★ 相談窓口 ★

● 子どもSNS相談みえ
平日 午後5時～10時



◀ 子どもSNS
相談みえ
二次元コード

● いじめ電話相談 ☎059-226-3779

そのほか、各種相談機関は
右の二次元コードを参照ください。



● いじめに関する市の相談窓口

学校教育課教育研究グループ ☎84-5077